

各 位

会 社 名 株式会社TBグループ 代表 者名 代表取締役会長兼社長 村田 三郎 (コード番号 6775 東証第2部) 問合 せ 先 常務取締役経営管理本部長 信岡 孝一 電話番号 03-5684-2321(代表)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月18日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月28日開催予定の第84期定時株主総会(以下、「本定時総会」といいます。)に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1)変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。 当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2)変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

(参考) 但し、株式売買後の振替手続きとの関係で東京証券取引所における売買単位の100株への変更予定日は、平成30年9月26日となります。

(4)変更の条件

本定時総会において、下記「2.株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを 条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

当社株式の単元株式数を変更するにあたり、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行います。

- (2) 併合の内容
 - ①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主 様の所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在)	87,760,588株
株式併合により減少する株式数	78,984,530株
株式併合後の発行済株式総数	8,776,058株

- (注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前 の発行済株式総数および併合割合に基づき算出した理論値であります。
- (3) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数 (割合)
総株主	6,325 名(100%)	87,760,588 株(100%)
10株未満所有株主	52 名(0.82%)	92 株(0.00%)
10株以上所有株主	6,273 名(99.18%)	87,760,496 株(100%)

- (注)上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が1株未満となる株主様 (上記では「10株未満」に該当します。)52名は、下記(4)記載の処理を行ったうえ で株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の 買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株 主名簿管理人までお問い合わせください。
- (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して 処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

- (5) 併合の効力発生日における発行可能株式総数
 - 2,000万株(併合前は20,000万株)

なお、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日(平成30年10月1日)に、 発行可能株式総数を定める定款の規定は、上記のとおり変更されたものとみなされます。

(6) 併合の条件

本定時総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

本定時総会において、上記「2.株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもって、当社の定款は次のとおり変更となります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行	変 更 (案)		
第2章 株式	第2章 株式		
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)		
第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億株と	第6条 当会社の発行可能株式総数は、2千万株		
する。	とする。		
(中略)	(中略)		
(単元株式数)	(単元株式数)		
第8条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。		
(新設)	<u>附則</u>		
	1. 第6条及び第8条の変更は、平成30年10		
	月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、		
	本附則は、効力発生日をもって削除するものとす		
	<u> 3.</u>		

4. 日程

取締役会決議日	平成30年5月18日		
定時株主総会決議日	平成30年6月28日(予定)		
1,000 株単位での売買最終日	平成30年9月25日(予定)		
100株単位での売買開始日	平成30年9月26日(予定)		
単元株式数変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日	平成30年10月1日(予定)		

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか?

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位 となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100 株に 変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか?

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では10 株を1株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか?

A3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。 併せて、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施することといたしました。

Q4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか?

A 4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に10分の1を乗じた数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、所有株式数および議決権は次のとおりになります。

Ī		効力発生前		効力発生後		
		所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
	例 1	2,000株	2個	200株	2個	なし
	例 2	789株	なし	78株	なし	0.9
	例 3	3 株	なし	なし	なし	0.3

- ・例1に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例2の単元未満株式(効力発生後において例2では78株)につきましては従前と同様に、ご 希望により「単元未満株式の買取り」制度がご利用いただけます。
- ・例2および例3において発生する端数株式につきましては、会社法第235条に基づきすべて の端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合 に応じて分配いたします。このお支払代金(端数株式処分代金)は平成30年12月中旬頃お 送りすることを予定しております。
- ・例3の株主様は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式になり株主としての地位を失う こととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

【お問い合せ先】

単元株式数の変更及び併合に関してのお問い合せ、並びに単元未満株式の買取制度、その他株式 に関する各種お手続きについてのお問い合わせにつきましては、株主様がお取引されている証券会 社か、証券会社に口座を作られていない場合には、下記の株主名簿管理人(特別口座の口座管理機 関)にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)受付時間 平日9時~17時